慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古版経済書解題 一千六百六十九年版匿名氏著 自国貨物の改良、特に又羊毛の加工に由る英吉利の利益主張
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.8 (1939. 8) ,p.1119(121)- 1124(126)
JaLC DOI	10.14991/001.19390801-0121
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390801-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古版經濟書解題

一千六百六十九年版匿名氏著『自國貨物の改良、特に又羊毛の加工に由る英吉利の利益主張』

高橋誠一郎

一

一千六百六十九年、倫敦に於いて刊行せられた『自國貨物の改良、別しては又、羊毛の加工に由る英吉利の利益主張』(England's Interest Asserted, in the Improvement of its Native Commodities; and more especially the Manufacture of Wool: plainly shewing its Exportation Un-manufactured, amounting unto Millions of Loss to His Majesty, and Kingdom.)と題する小冊子の著者は「陛下及び自國を眞に愛する者」(a true Lover of His Majesty, and Native Country)の匿名に隠れてゐる。彼れが果して何人であつたかは、余に於いては、遺憾ながら、差し當り之れを考證す可き何等の便も存することがない。

著者は曰く、見聞に由つて知らるゝか若しくは記錄上に存する世界に於ける如何なる國王若しくは君主と雖も、大不列顛國王陛下の如く爾く其の光輝と偉大とを維持するの手段を有するものあることなく、又、如何なる國家若

しくは國民と雖も、英吉利王國の如く、或る人によつては一千種の製造品を生ずる一百の自國貨物を有すると稱せらるゝが如く多樣なる重要貨物を其の國内に有し、又同國の如く豊富に之れを有するものはない。斯くて是れ等の諸利益にして十分に改良せられたならば、英吉利は全世界に對する一般的市場たる可く、軈がて又、是れに由つて其の光彩たるを得可きである。(ibid., pp. 1-2.)。而して著者に從へば、就中、羊毛並びに其の加工及び成果は陛下の諸領地内に於ける最も貴重なる財寶であり、此の國の精華、膂力及び筋力であり、人民を彼れ等自身の效用の爲めに社會に結合する紐(原文 Land とあるは Band の誤植)である、そは牧畜業者及び地方の百姓に取つては乳と蜜とであり、商人及び市民に取つては東西兩印度の黄金及び香料であり、貧民に取つては麵麭の持續的供給であり、而して一言にして云へば、富の國庫であり、國外及び國内の全體に對する被保護重要産物であり、斯くて又、斷えず之れを念頭に置き、之れを防衛し、又、之れを激勵して其の最も有利なる改良に赴かしむるの價値充分なるものである。(ibid., p. 2.)。

二

吾人は重商主義時代に於ける輸入防止、輸出奬勵の政策に對し一定の例外が存して居つたことを認めなければならぬ。其の最單純なる例は貨幣及び貴金屬の場合であつた。次いで吾人は又、アダム・スミスと共に、重商主義が自國の職人に利益を與へ、而して彼れ等をして能く總べての外國市場に於いて他國の其れよりも下値に販ぐことを得せしむるが爲めに、製造原料及び職業用具の輸出を抑止せることをも認めなければならぬ。就中、英國毛織物製造業者は、立法部を說得して、同國民の繁榮が彼れ等の特殊事業の成功と擴張とに依存する旨を承認せしむるに於いて、他の如何なる種類の職人等よりも成功する所があつた。(Wealth of Nations, Bk. iv. chap. 8.)。金銀輸出禁止の點に關しては、一部貿易商人の利益の爲めに其の解禁が早く主張せられたのであるが、而も製造原料の輸出を抑止せんとするの意見は工業の重要性增加と共に益々强固と爲れるの觀があつた。

本小冊子の著者も亦、差し當り羊毛の價格は其の輸出に由つて騰貴せしめられたのであるが、而も軈近輸出せられた量が英吉利内に保留せられたとしたならば、當該量は軈がて特殊の製品と爲つて輸出せらる可きであつたことを主張するに於いて銳意なるものである。彼れは、是れ等の羊毛が海外の諸地に於いて加工せらるゝが爲めに彼の地に輸出せらるゝことがなかつたならば、是れ等の諸地は必然英國の羊毛製品を取得しなければならず、而して又、英國の羊毛を以つて佛國の羊毛の經たらしめ、是れに由つて單獨にては粗絨及び精々の處、水夫用の服地の類を織ることを得るに過ぎざる彼の國の羊毛を改良し、之れを短羊毛と稱せらるゝ西班牙産羊毛の最下等品に混交し、且つ佛國産精紡亞麻布の經として使用するの利益を有すること能はざる可きものと思惟する。(England's Interest Asserted, p. 8; cf., pp. 4-5.)。

羊毛の輸出はウイリアム勝王の英國征服より共和政時代に至るまで全然自由であつたか、若しくは關稅の支拂によつて之れを行ふことが出來た。而も一千六百四十七年、其の輸出は議會の布告によつて禁止せられたのであるが、王政復古に際し、這般の禁止は確認せられ、而してチャールズ二世即位第十二年法令第三十二號及び同第十三年及び十四年法令第十八號によつて重罪と定められ、輸出者は重罪人に等しき刑罰を科せられた。

近世初期に在つては、經濟思想を支配し而して貿易差額論を喚起せるものは實に比較的急速なる外國貿易の發達であつた。然るに、此の小冊子を産める第十七世紀の後半期に於いては、經濟思想及び政府の政策を支配し始めたものは洵に工業上に於ける商品生産の重要性增加であつた。重商主義は漸次金銀の搜索を廢棄し、而して國内生産

力の發達に全力を集中せんとするの概を示した。斯くて本書の著者は羊毛を以つて、英國に取り、印度の金山よりも遙かに價値大なるものと觀てゐる。然るに、著者は此の貴重なる金銀財寶が、或る者は熟練を缺き、他は正直の精神を缺きつゝある製造者の多數によつて、著しく惡化せしめられ、其の品質を墮落せしめらるゝことを痛歎する。（ibid., p. 24.）。

三

此の時代に於いては、初期スチュアート王朝によつて設けられた精緻なる檢査の制度は崩壞し、而して政府は有效なる財貨品質の取締を行はんとするの企圖を拋棄した。資本主義的產業の發達と倫敦に於けるブラックウェル・ホールの如き商賣の中心の構成とは這般の事項に於ける國家的干涉の必要を減少せしめたと稱せらるゝを得可きである。價格の折合と等しく品質の維持も亦、爾後熟練を有する卸買人の行動によつて決定せらるゝが儘に放任せられた。然も猶ほ吾人は此の小冊子の所論に徵して、英國製品の標準が一時全然維持せらるゝことなく、是れ故に又、英國の產業が貿易上に於いて損害を蒙れるの事實を知ることが出來る。本書の著者は、自國製品の品質維持に關する法律が英國に在つて甚しく等閑に附せらるゝ旨を述べ、而して新たなる反物商に對する一定新法の缺如は毛織物をして內外に於いて共に蔑視せらるゝに至らしめ、和蘭人、フランドル人――而して怖るらくは、驕がて佛蘭西人も亦――細心と勤勉とによつて英國品を凌駕せんと努力することを力說する。（ibid., p. 24.）。彼れ曰く、被服は其の汚損を洗ひ淸められなければならぬ、然らざれば、英國は貧困と爲らなければならぬと。斯くて羊毛を惡用し、是れに由つて又、不注意に和蘭人に利益を與ふる者は製造業者であり、英國に於ける被服製造の完成は英國人をして和蘭人よりも安價に販賣することを得せしむるものである。（ibid., pp. 30-31.）。

ENGLAND'S Interest Asserted,
IN THE
IMPROVEMENT
OF ITS
NATIVE COMMODITIES;
And more especially the
Manufacture of WOOL:
Plainly shewing its Exportation Un-manufactured, amounting unto Millions of Loss to His MAJESTY, and Kingdom.
With some Brief Observations of that worthy Author Sir WALTER RAWLEY, touching the same.
All Humbly presented to His MAJESTY, and Both Houses of PARLIAMENT.
By a true Lover of His Majesty, and Native Country.
Licensed by Roger L'estrange.
LONDON,
Printed for Francis Smith, and are to be sold at the Elephant and Castle without Temple-Bar; and by Henry Mortlock at the White Hart in Westminster-Hall. 1669.

尙ほ同一の語調は The humble Petition of William Smith on behalf of the Clothiers, n. d; The languishing State of our Woolen Manufacture, humbly represented to Parliament, 1677-8; A Narrative of the Whole Proceedings in the last two Sessions of Parliament, ending July 15, 1678, concerning the Transportation of Woolf, n. d. 等に於いても之れを聽くことを得可きである。

さあれ、有效にして而も不當に職業を羈束することなかる可き一定の官憲的取締の制度を案出するは決して容易の業ではなかつた。カンニンガム教授曰く、空位時代(Interregrum)及び王政復古時代は從來常に悟了せられて居つたよりも「自由放任」の狀態に接近する所大なるものである。(The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, The Mercantile System, 1903, pp. 203-205.)。

玆には例によつて、本書の表題頁を寫眞版として掲げることゝした。此の著は四ツ折判三十四頁の小冊子である。

カール・タルハイム『國民經濟構造論の輪廓』

武村忠雄

一

世界恐慌後著しくなつて來た世界經濟の解體化・國民經濟のアウタルキー化の傾向をば反映して、經濟學も普遍的世界主義經濟學の後退と特殊的國民主義經濟學の前進とを齎らした。我國に於ても最近やかましく日本國民經濟學の建設が提唱されてゐる。勿論日本國民經濟學建設の指導精神は國家一體主義であるが、その指導精神は超合理主義的なものであり、この超合理的な指導精神のみをふりかざして經濟學體系を樹立せんとする時は、往々說教經濟學、神がかり經濟學なる非難を受け易い。事實又日本國民經濟學の建設を斯かる誤れる方向に導びかんとする、單なる反動的な、復古主義的な經濟學者も尠くない。だが日本國民經濟學の建設は從來の單なる合理主義的方法を止揚し、合理的なものと非合理的なもの、知的なものと感情的なもの、つまりロゴスとパトスの辯證法的統一なる方法論的基礎を必要とす。このロゴス的なものとパトス的なものゝ辯證法的統一は具體的には何處に見出されるかに就いて、最近出版された三木清氏の『構想力の論理』なる書は頗る暗示に富むものと思ふ。

玆に紹介せんとするカール・タルハイムの『國民經濟構造論の輪廓』なる論文（Karl C. Thalheim, Aufriss einer